

「令和元年度青森県親子等生活実態調査」 調査結果概要について

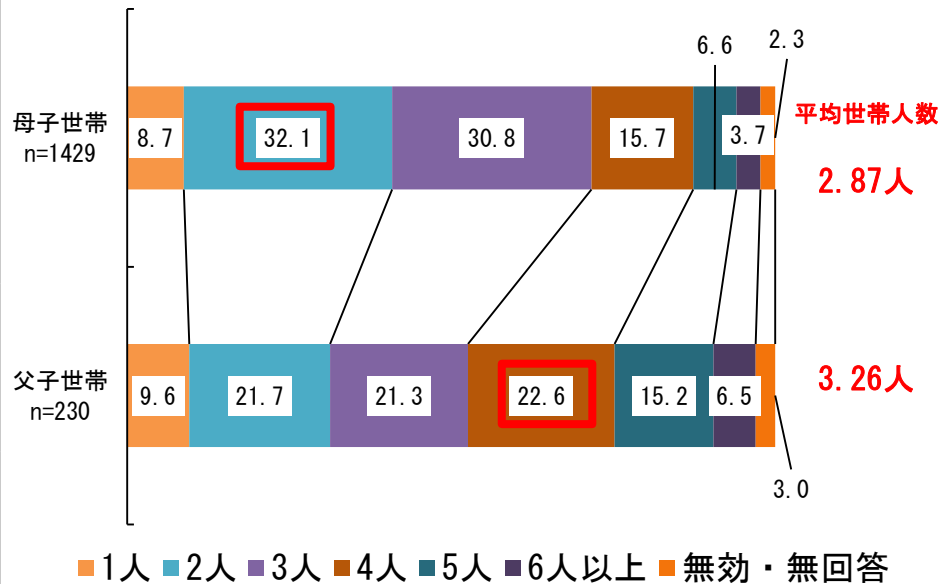
調査の目的: 県内におけるひとり親家庭の生活実態及び福祉ニーズの把握

調査対象: ①母子世帯・父子世帯・養育者世帯(児童扶養手当受給者) ②寡婦世帯

調査対象世帯 14,148世帯 標本数3,871世帯 有効回答数1,716世帯 (回収率 44.3%)

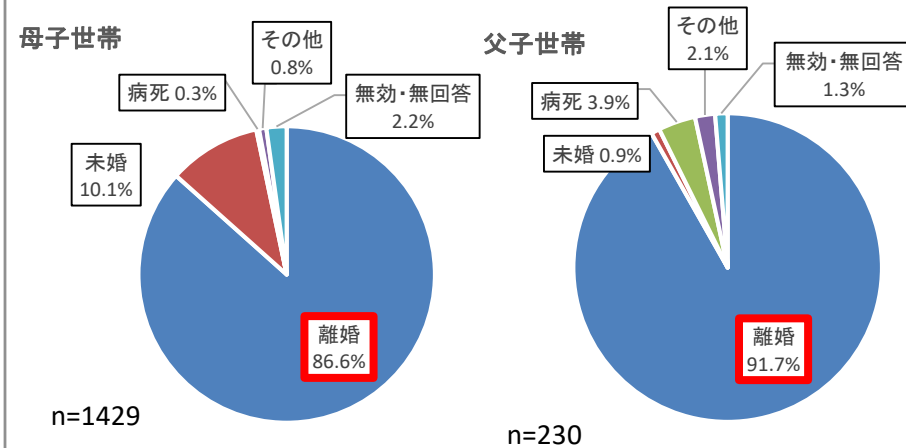
調査期間: 令和元年11月1日～11月30日

世帯の人数(%)



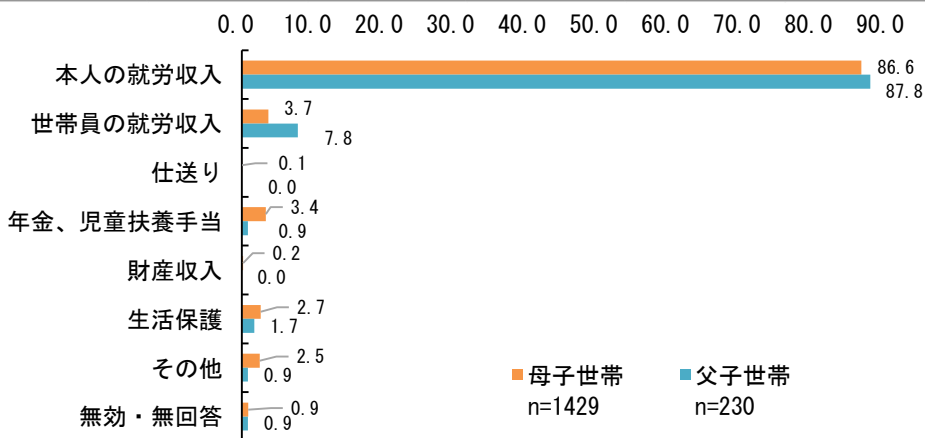
母子世帯では「2人世帯」が32.1%で最も多く、父子世帯では、「4人世帯」が22.6%で最も多い。

ひとり親世帯となった理由(%)



母子世帯では、「離婚」が86.6%、次いで「未婚」が10.1%となっている。
父子世帯では、「離婚」が91.7%、次いで「病死」が3.9%となっている。

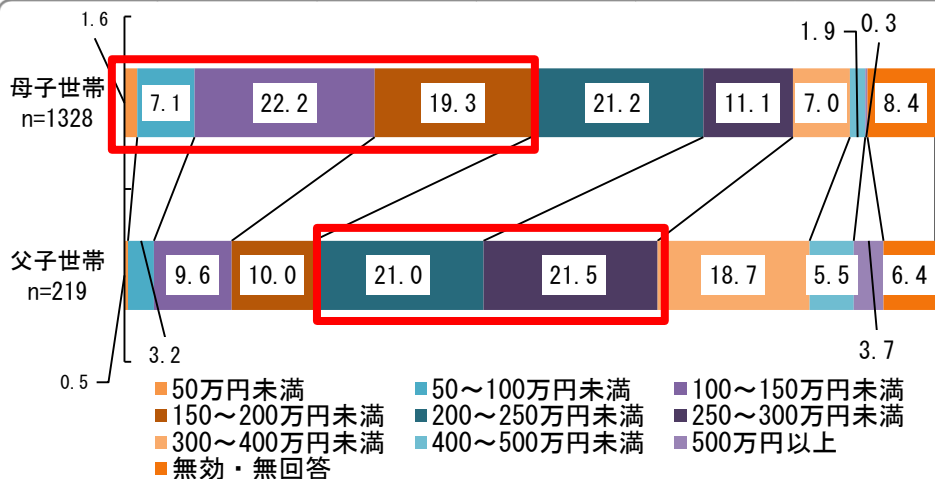
主たる生計維持の方法(%)



「本人の就労収入」が母子世帯、父子世帯とも8割を超えている。

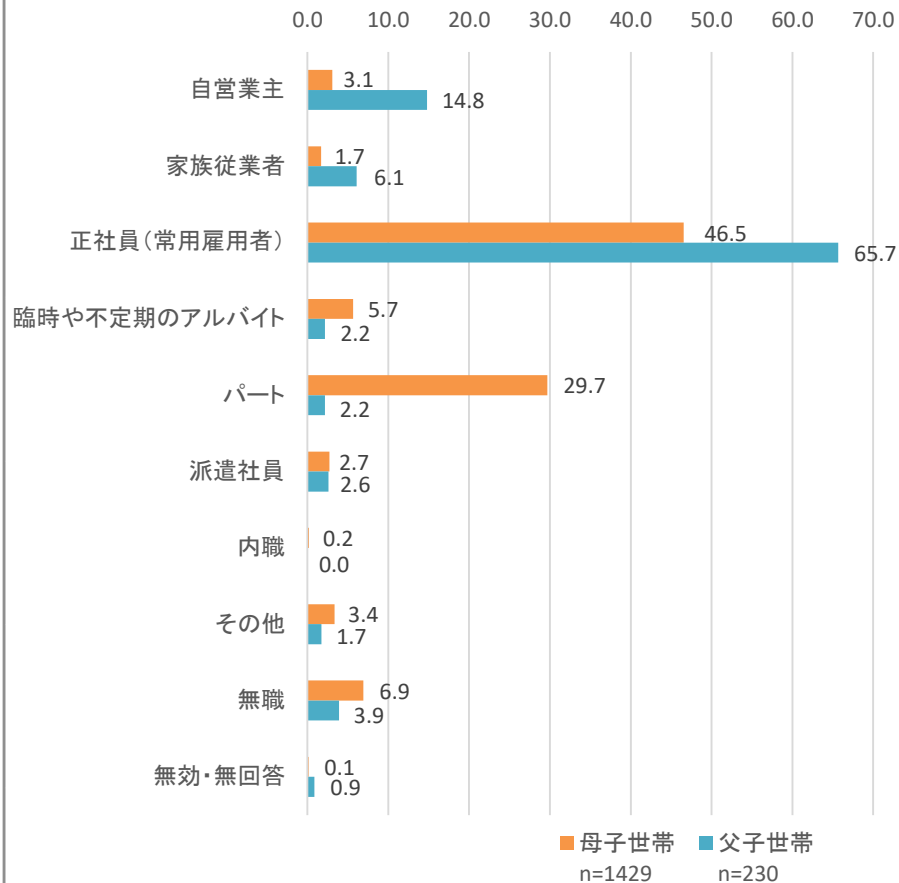
年間の収入(%)

(収入額には税込額、各種手当やボーナス、児童扶養手当、年金、養育費、生活保護費等を含む。)



母子世帯では200万円未満の世帯が全体の約5割(50.2%)、父子世帯では200万円~300万円未満の世帯が全体の約4割(42.5%)を占めている。

就業の状況(%)



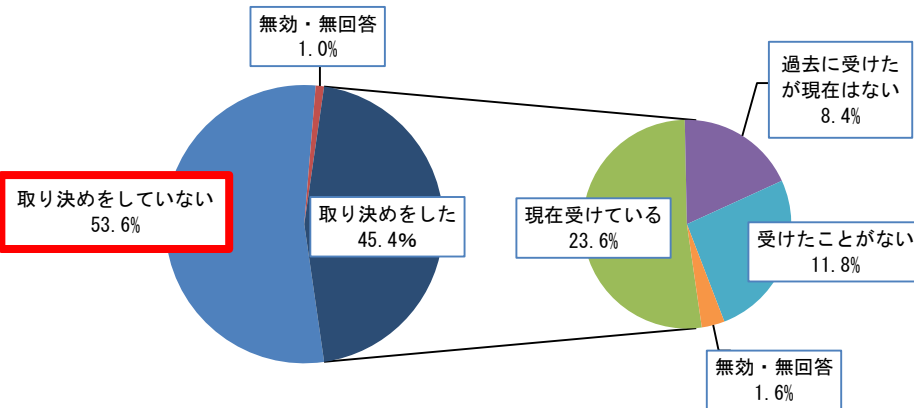
母子世帯では、「何らかの仕事に従事している」世帯は93.0%となっている。雇用形態別では、「正社員(常用雇用者)」が46.5%と最も高くなっている一方、パート及びアルバイトの割合も35.4%と高い。

父子世帯では、「何らかの仕事に従事している」世帯は95.2%となっており、「正社員(常用雇用者)」が65.7%と最も高い。

離婚家庭の養育費の状況(%)

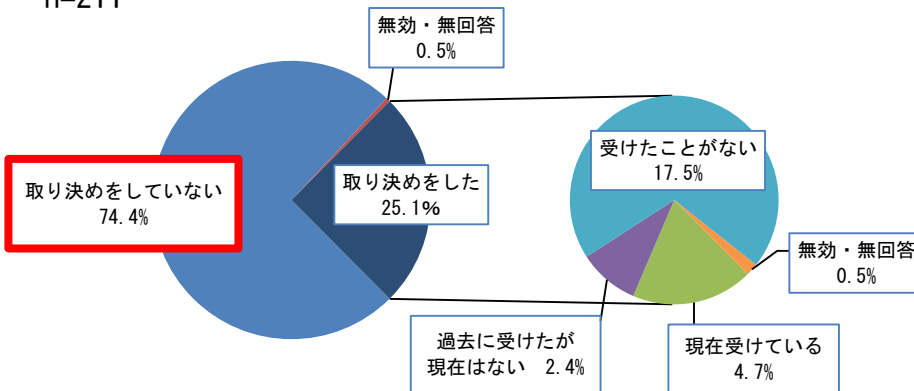
母子世帯

n=1237



父子世帯

n=211

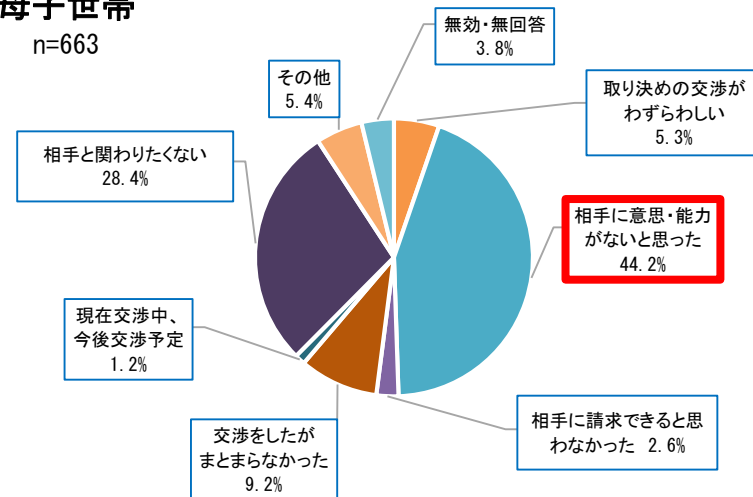


母子世帯は、養育費の「取り決めをしていない」が53.6%で、父子世帯は74.4%である。

養育費の取り決めをしていない理由(%)

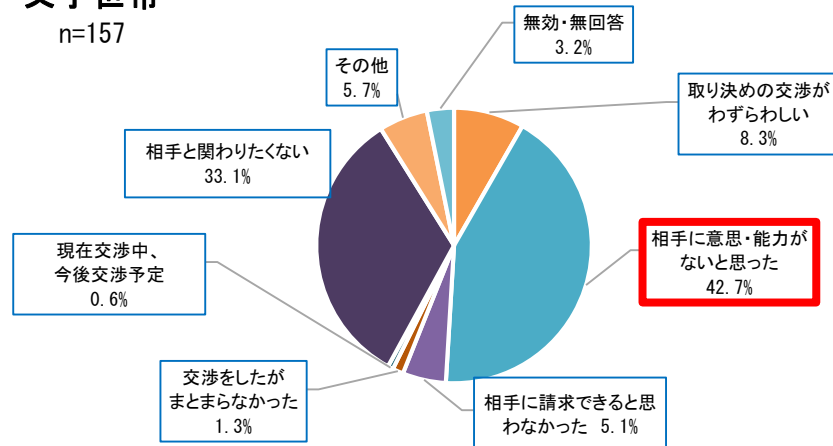
母子世帯

n=663



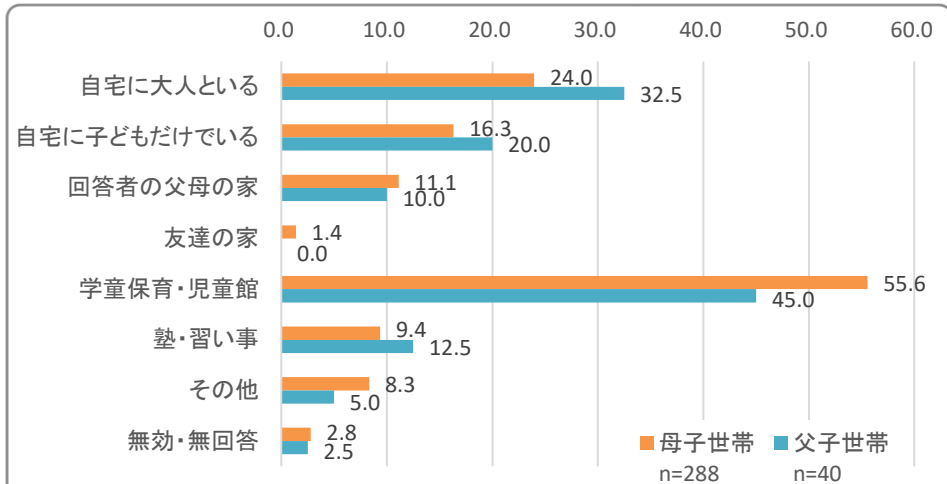
父子世帯

n=157



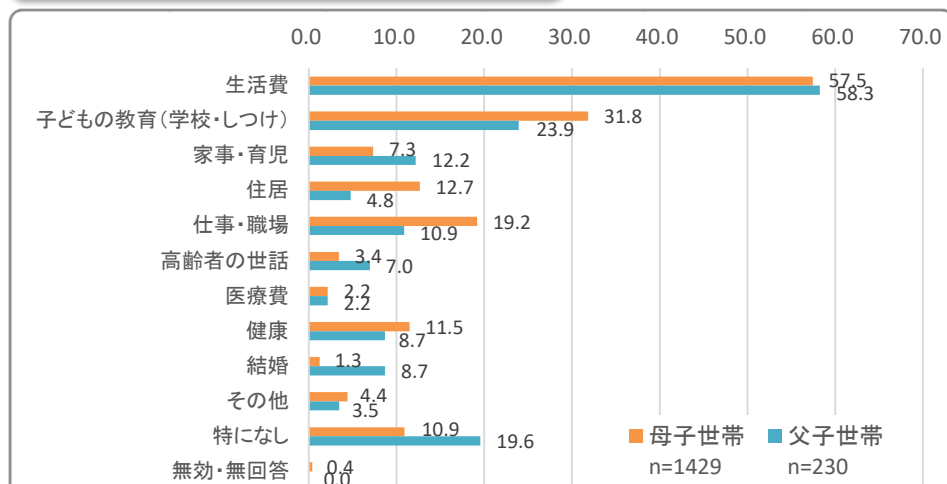
取り決めをしていない理由としては、母子世帯、父子世帯ともに、「相手に支払う意思・能力がないと思った」が約4割を占める。

小学校1～3年生の子ども放課後の居場所 (複数回答) (%)



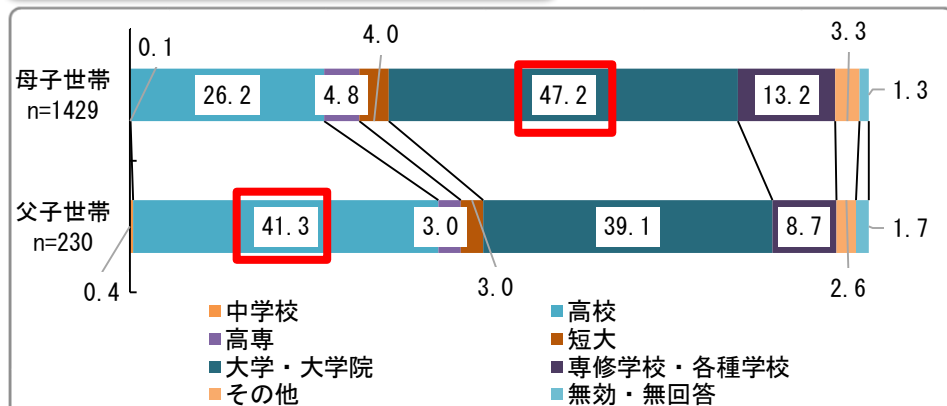
母子世帯、父子世帯ともに、「学童保育・児童館」の割合が最も高い。父子世帯では、「自宅に子どもだけにいる」が20.0%である。

困っていること(複数回答) (%)



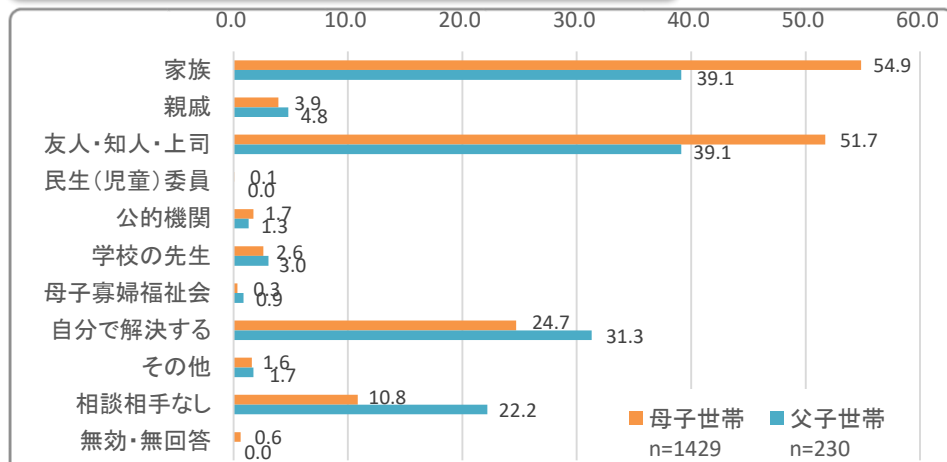
母子世帯、父子世帯ともに、「生活費」が最も多く、次いで「子どもの教育(学校・しつけ)」となっている。

子どもの最終進学目標 (%)



母子世帯では「大学・大学院」が47.2%と最も高く、父子世帯では「高校まで」が41.3%と最も高い。

悩みごとの相談相手(複数回答) (%)



母子家庭、父子家庭ともに、「家族」「友人」の割合が高い一方で、「自分で解決する」「相談相手なし」も高い。

福祉制度の利用状況(母子世帯)(%)

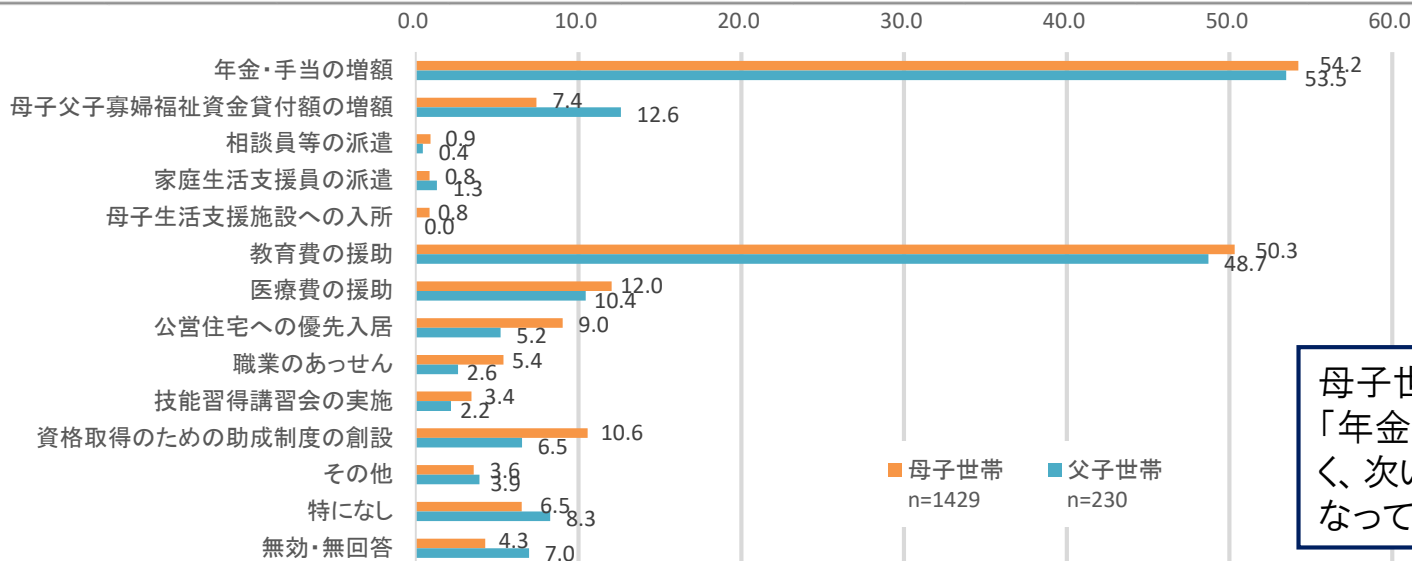
区分	利用したことがある	利用したことがない			今後利用したい	無効・無回答
		対象者ではない	知らなかった	その他(必要がない等)		
①母子父子寡婦福祉資金	7.9	5.8	44.0	18.5	13.2	23.7
②ひとり親家庭等医療費助成事業	93.9	0.6	1.7	0.6	2.8	3.1
③ひとり親等日常生活支援事業(家庭生活支援員派遣)	1.2	2.9	53.6	26.7	5.5	15.5
④母子家庭等・自立支援センター事業	6.6	2.8	31.4	39.5	9.6	19.7
⑤遺児等援護対策事業	1.0	25.8	35.5	23.6	1.7	14.1
⑥児童手当	94.4	2.0	0.3	0.1	1.8	3.1
⑦高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金	4.2	6.7	39.0	27.2	13.2	23.0
⑧大学入学時奨学金	1.9	12.0	26.2	16.1	38.2	43.7
⑨学習支援	4.8	3.6	50.0	16.3	16.5	25.3
⑩子どもの医療費助成(②ひとり親家庭等医療費助成を除く)	36.7	8.0	28.1	11.3	5.5	16.0
⑪就学援助	45.6	5.2	21.1	11.0	10.7	17.2
⑫福祉事務所	8.3	0.0	33.7	40.0	3.0	18.1
⑬児童相談所	7.6	2.9	15.2	58.3	3.5	16.0
⑭母子・父子自立支援員	1.7	2.0	35.5	43.9	4.5	17.0
⑮民生(児童)委員	7.7	0.0	26.0	48.8	3.3	17.5
⑯公共職業安定所(ハローワーク)	59.1	0.0	3.9	20.7	6.9	16.3

福祉制度の利用状況(父子世帯)(%)

区分	利用したことがある	利用したことがない			今後利用したい	無効・無回答
		対象者ではない	知らなかった	その他(必要がない等)		
①母子父子寡婦福祉資金	4.3	5.2	45.7	16.1	10.0	28.7
②ひとり親家庭等医療費助成事業	87.4	2.2	3.0	1.3	2.2	6.1
③ひとり親家庭等日常生活支援事業(家庭生活支援員派遣)	2.2	3.5	46.5	22.2	7.0	25.7
④母子家庭等就業・自立支援センター事業	1.3	12.6	30.0	31.3	4.8	24.8
⑤遺児等援護対策事業	0.9	20.0	30.0	24.3	3.9	24.8
⑥児童手当	90.0	3.0	0.4	1.3	1.7	5.2
⑦高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金	1.7	8.3	36.1	23.5	11.7	30.4
⑧大学入学時奨学金	1.7	11.3	26.1	14.8	31.3	46.1
⑨学習支援	7.8	4.8	40.0	14.3	17.8	33.0
⑩子どもの医療費助成(②ひとり親家庭等医療費助成を除く)	29.6	6.5	26.1	12.2	6.1	25.7
⑪就学援助	23.0	9.1	27.4	9.6	17.4	30.9
⑫福祉事務所	7.4	0.4	27.0	33.5	5.7	31.7
⑬児童相談所	5.7	3.9	17.4	43.5	8.3	29.6
⑭母子・父子自立支援員	1.3	3.0	30.4	36.5	7.0	28.7
⑮民生(児童)委員	4.3	0.0	26.5	40.0	3.9	29.1
⑯公共職業安定所(ハローワーク)	26.5	0.0	7.4	35.7	8.7	30.4

○母子世帯、父子家庭ともに、「児童手当」、「ひとり親家庭等医療費助成事業」の利用の割合が高い。
 ○「制度を知らなかった」割合が高いのは、母子家庭、父子家庭ともに、「ひとり親等日常生活支援事業(家庭生活支援員派遣)」、「母子父子寡婦福祉資金」、「学習支援」となっている。

行政に希望すること(複数回答)(%)



母子世帯、父子世帯ともに、「年金・手当の増額」が最も高く、次いで「教育費の補助」となっている。

調査結果のまとめ

県の子どもの貧困対策推進計画の重点項目	国の母子家庭等の生活安定と向上に関する基本方針の施策	調査結果
教育の支援	子育て・生活支援	○子どもの最終進学目標について母子世帯は「大学・大学院」、父子世帯は「高校まで」の割合が高い ○小学校1年生～3年生の子どもの放課後の居場所は学童保育・児童館が多く、父子世帯では「自宅に子どもだけにいる」が2割
生活の支援		○「生活費」「子どもの教育(学校・しつけ)」について困っているという回答が多い一方で、ひとり親家庭等向けの子どもの教育・生活支援に係る制度について「知らなかった」とする回答が5割前後 ○悩みごとの相談相手について「家族」「友人」の割合が高い一方で、「自分で解決する」「相談相手なし」も高い。
保護者に対する就労の支援	就業支援	○9割以上が何らかの仕事に従事しているが、母子世帯においては非正規雇用の割合が3割以上
経済的支援	養育費確保支援 経済的支援	○離婚家庭のうち養育費の取り決めをしていない家庭は母子世帯で5割、父子世帯で7割 ○行政に希望することとして「年金・手当の増額」「教育費の援助」の割合が高い